

香川県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン【概要】

令和8年3月

香川県教育委員会

I 香川県における部活動改革の基本的な考え方・方向性

改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備

改革期間



取組方針

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開を行う

※前期の間に確実に休日の地域展開等に着手する

平日

地域の実情に応じた地域展開に向けた取組みを実施する

II 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出

認定制度

国が示す要件等に基づき、市町等において認定を行う仕組みを構築する

呼称

認定地域クラブ活動

国が示す認定要件

- 活動時間** 平日1日2時間程度以内、休日1日3時間程度（週当たり11時間程度の範囲内）
- 休養日** 週2日以上（休日のみ活動する場合、原則、土日のどちらかを休養日）
- 参加費等** 可能な限り低廉な参加費等
- 指導体制** 暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底
市町等が定める研修を受講し、登録指導者等による指導
- 安全確保** 事故防止の徹底、保険の加入
- 運営体制** 関係法令の遵守、規約の作成・公表
公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせず運営
- 学校等との連携** 中学校等と必要な情報を共有

推進体制

県・市町等の役割分担

県	市町等
<ul style="list-style-type: none">✓ リーダーシップを発揮し 県全体の地域展開を推進する✓ 県全体の改革方針を示す✓ 市町等に対するきめ細かな支援✓ 広域的な基盤づくり	<ul style="list-style-type: none">✓ 改革の責任主体✓ 幅広い関係者との連携・協働✓ 地域展開の円滑な実施に向けて 包括的な企画・調整を実施✓ 地域クラブ活動の認定✓ 運営団体等への支援・指導助言

「運営団体」…各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施

「実施主体」…運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施

各種の具体的な取組み

- ・ 運営団体・実施主体の整備等
- ・ 指導者の確保・育成
- ・ 活動場所の確保
- ・ 移手段の確保
- ・ 生徒の安全・安心の確保
- ・ 障害のある生徒の活動機会の確保

ニーズ反映・参画促進等

- ・ 生徒等のニーズの把握・反映
- ・ 地域クラブ活動への参画促進のための情報提供等
- ・ 生徒のクラブ運営等への参画



詳細は「『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』別冊資料①地域クラブ活動に関する認定制度（文部科学省）令和7年12月」参照

※本ガイドラインについては、国の方向性や県及び市町等での検討等を踏まえて、適宜見直しを行うこととする。

III 学校部活動の在り方

地域展開が進むまでの間における休日の学校部活動や、地域の実情等に
応じて対応が異なる平日の在り方を示す。

適切な運営のための体制整備

- ・学校の部活動に係る活動方針の策定及び公表
- ・活動時間・休養日の遵守状況等の確認、運用の徹底
- ・部活動指導員等の適切な配置、部活動数の適正化等、合同部活動の実施
- ・教師の負担軽減、勤務時間管理、業務改善等の実施
- ・研修の実施

適切な指導及び安全・安心の確保

- ・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
- ・合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

適切な活動時間・休養日の設定

【休養日】 週2日以上 ※長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定

【活動時間】 平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度

県立中学校は、本章が県教育委員会（学校の設置者）の活動方針となる
市町教育委員会等は、本ガイドラインを参考に「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する

IV 大会・コンクールについて

生徒の大会等の参加機会の確保

- ・地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進
- ・地域クラブ活動の位置付けを踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について、地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いとできる

大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

- ・地域クラブ活動における大会等の引率は、原則、クラブ指導者等が担う
- ・学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者など、教師以外の者が担うことを原則とする
※やむを得ず教師が引率を行う場合には、教師の負担が過度とならないよう配慮すること

V 関連する制度の在り方について

- ・教師等の兼職兼業
- ・高等学校入学者選抜における取扱い

別冊
資料

地域展開の推進に向けた県の取組み

別冊資料1
P.4-5

市町等の地域展開推進に向けて、改革実行期間において、県は以下の取組みを行う

01 推進体制の整備

- ◆ 情報共有や意見交換・各種調整等を行う
推進協議会（県・市町・関係団体等で組織）を設置し、年間2回の定例会のほか、5回程度のワーキンググループを開催する
- ◆ **総括コーディネーターを配置し、市町へのヒアリング・助言、相談窓口の設置等を行い、市町の地域展開支援に努める**
- ◆ 一つの市町等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組みを中心に、**地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施する**
- ◆ 市町等が学校や地域の実情に応じた地域クラブ活動実施に向けた取組みを進めるため、意見交換会の実施や助言等を行う

02 指導者の確保・育成

- ◆ 「**クラサポかがわ（香川県地域クラブ活動等指導者人材バンク）**」を設置し、**広域的な指導者確保及びマッチング支援**を行う
- ◆ 県内全域へ指導を希望する人材の登録促進に取り組む
- ◆ 効率的・効果的な活動の推進、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等に関する情報提供等を行う

03 大会等の参加機会の確保に向けて

- ◆ 大会主催者等に対し、地域クラブ活動の参加や大会等の在り方の見直しについて要請

04 関係団体等・大学・民間企業との連携体制の構築

- ◆ 部活動改革及び地域展開の推進に向けて、幅広い関係団体等、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことができる体制を構築する
- ◆ 県内の関係団体等や大学に対して、地域クラブ活動指導者及び各種研修会等の協力を依頼する
- ◆ 市町等の地域クラブ活動の支援に向けて、指導者等の派遣や運営支援等※を行う企業が参画できるようにし、支援を行いたい企業と市町等をマッチングする

05 情報発信・広報

- ◆ 地域展開に関する県や市町の取組み、好事例等を、香川県教育委員会ホームページ内に一元的にまとめ、随時更新・発信する
- ◆ 必要に応じて説明会・研修会等において情報提供を行う

06 県立中学校における部活動の地域展開

- ◆ 県立中学校の部活動の地域展開を実施する